

概要版

阿南市 障害者基本計画

(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)



障がいのある人もない人も
みんながいきいきと輝く共生のまち

令和3年3月
阿南市

1 計画の趣旨

阿南市では、平成 27（2015）年に「阿南市障害者基本計画」を策定し、平成 30（2018）年には「第 5 期阿南市障害福祉計画・第 1 期阿南市障害児福祉計画」を策定し、障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

国においては、障がいのある人が地域社会で日常生活や社会生活での営みを支援する「障害者総合支援法」が平成 30（2018）年に改正されて、必要な支援が強化され、同年策定された「障害者基本計画（第 4 次計画平成 30（2018）年度～平成 34（2022）年度）」では、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう成果目標が明確に示されています。

本市の「阿南市障害者基本計画」の計画期間が令和 2 年度に終了することから、これまでの本市における取組の進展等を踏まえ、すべての人が「相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という「障害者基本法」の理念を基盤に、新しく「阿南市障害者基本計画」を策定します。

2 計画の役割

◇本計画は、国の「障害者基本計画（第 4 次）」及び県の「徳島県障がい者施策基本計画」を踏まえた上で、「阿南市総合計画 2021▶2028」との整合性を図り、阿南市での障がい者福祉の施策推進を図るものです。

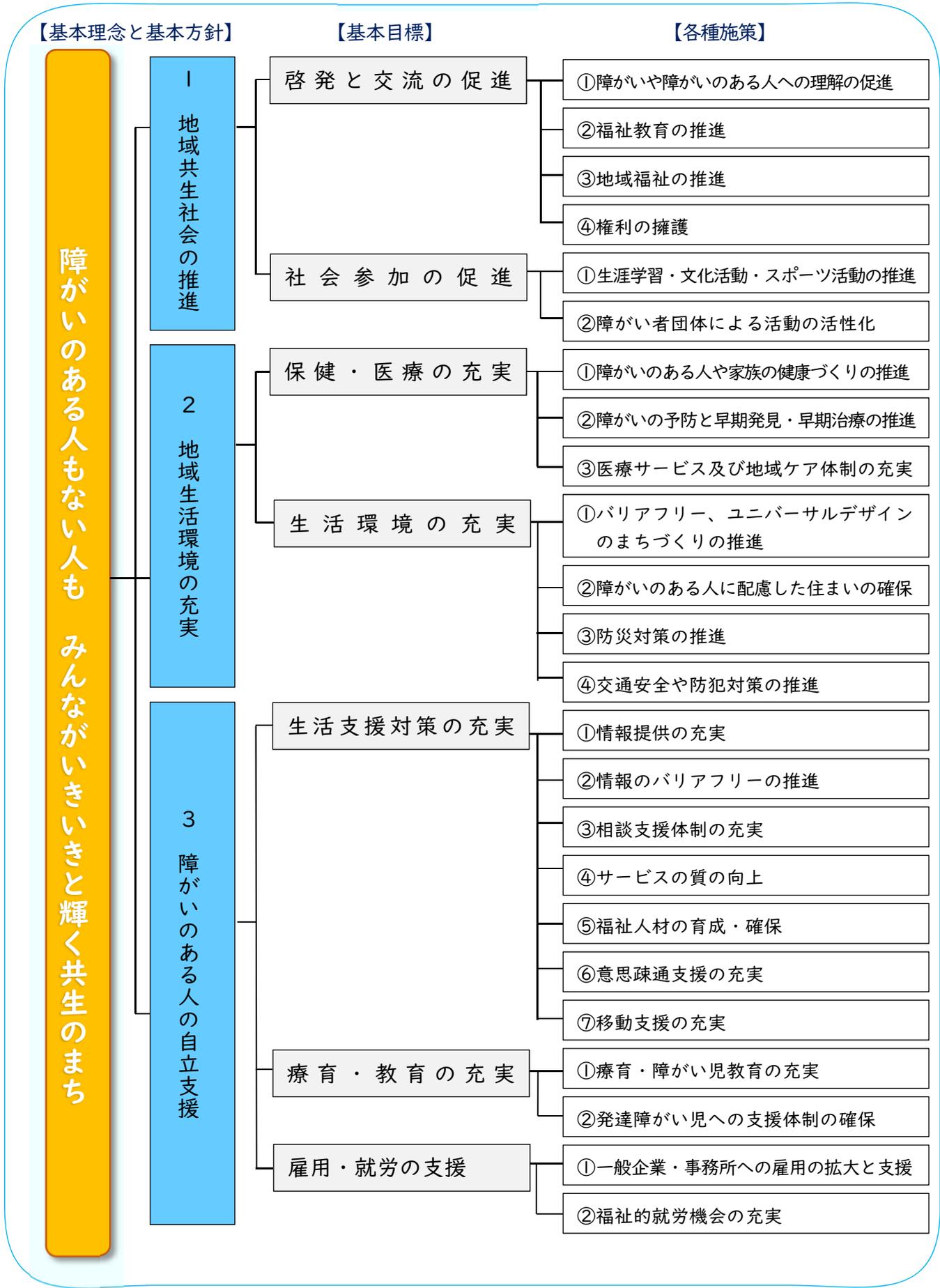
◇阿南市障害者基本計画では今後 6 年間に取り組むべき施策を定め、計画を推進していきます。

3 計画の期間

「障害者計画」は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間の計画とします。

年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度
障害者計画	阿南市障害者計画（本計画） →					
障害福祉計画	第6期阿南市障害福祉計画 →			次期計画		
障害児福祉計画	第2期阿南市障害児福祉計画 →			次期計画		

4 障害者基本計画の施策体系



5 基本理念・基本方針

【基本理念】

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という理念を基盤に、障がいの有無に関係なく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

◎阿南市総合計画（2021▶2028）の福祉分野のビジョン

「障がいの有無にかかわらず支え合い尊重し合うまちづくり」

本計画では、総合計画との整合を図り、障害者基本計画の掲げている基本理念の実現に向けて、障がい福祉サービスの提供体制を整備し、各自が自分らしく輝ける共生社会の実現を目指します。



**障がいのある人もない人も
みんながいきいきと輝く共生のまち**

【基本方針】

1 地域共生社会の推進

障がいのある人も障がいのない人も地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、差別も偏見もなく、ともに暮らし、みんなが生き生きと輝く地域共生社会の構築を推進します。

2 地域生活環境の充実

一人ひとりの障がい状況に応じた保健・医療の充実を図り、ライフステージに応じて必要となる生活基盤等地域ケアの体制を整え、だれもが地域社会で安心して外出できる環境整備、防災対策の充実を進め、安心して暮らせるようなまちをつくります。

3 障がいのある人の自立支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人がその有する能力を十分に発揮できるよう、福祉サービスの提供体制を整備し、地域社会の中で自立した質の高い生活を送り、誰でも、学び、働くことのできるようなまちをつくります。

基本方針Ⅰ 地域共生社会の推進

(1) 啓発と交流の促進

障がいのある人も障がいのない人もだれもが互いに尊重しあい、共に生活できる地域共生社会の構築を進めるため、きめ細やかな啓発・広報や学校・社会教育の場における地域共生社会に向けた教育、障がいのある人と障がいのない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障がいや障がいのある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

また、差別の解消に向けての権利擁護、成年後見制度の利用促進に向けて啓発を展開していきます。

主な施策

- (1) 障がいや障がいのある人への理解の促進
- (2) 福祉教育の推進
- (3) 地域福祉の推進
- (4) 権利の擁護



(2) 社会参加の促進

地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、地域で暮らす障がいのある人にとって大きな願いであり、これを実現するための仕組みづくりが強く求められています。

このため、意思疎通支援や外出支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための環境整備を進めます。

また、障がいのある人の文化芸術等の活動を支えるため、指導者の育成や活動の場の提供に努めていきます。

主な施策

- (1) 生涯学習・文化活動・スポーツ活動の推進
- (2) 障がい者団体による活動の活性化



基本方針 2 地域生活環境の充実

(1) 保健・医療の充実

すべての人にとって、安心して自立した生活を送るためには健康の維持は欠かせません。とりわけ障がいのある人が日常的な活動を促進し、地域で暮らし、社会参加を容易にするためには、適切な保健や医療を地域で受けることができるよう支援することは重要です。

生涯にわたる疾病予防と健康づくりのために、健康相談や健康教室などの保健教育・指導体制の充実を図り、障がいのある人の高齢化が進む中で、個々のライフステージに応じた健康づくりの推進に努めます。

また、疾病等の早期発見及び早期治療・早期療養を行えるような体制整備は、障がいの予防という面からも重要であり、保健・医療の関係機関との連携強化に努め、積極的な支援と利用しやすいサービス内容の充実を図ります。

主な施策

- (1) 障がいのある人や家族の健康づくりの推進
- (2) 障がいの予防と早期発見・早期治療の推進
- (3) 医療サービス及び地域ケア体制の充実



(2) 生活環境の充実

障がいのある人のみならず、すべての人にとってより安全・快適な生活ができるように、暮らしやすい住宅の確保や生活空間のバリアフリー化、防犯・交通安全対策を進め、また、自立した生活を希望する障がいのある人が快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備を進めます。

防災に関しては、災害発生時に障がいのある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、障がいに応じた防災教育・防災訓練の充実を努めます。

主な施策

- (1) バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- (2) 障がいのある人に配慮した住まいの確保
- (3) 防災対策の推進
- (4) 交通安全や防犯対策の推進



基本方針3 障がいのある人の自立支援

(1) 生活支援対策の充実

障がいのある人が、住みなれた地域で安心して、またいきいきと自立した生活を送れるようにするためには、障がいのある人自らが生き方を選び、実践できるよう地域をあげて支援していくことが求められます。また、地域において障がいのある人を介助・支援している人の負担を軽減するための支援を図ることも重要な課題です。

このため、障がいのある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに、福祉サービスの情報提供と情報のバリアフリーを進め、適切な福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

障がいのある人の自立支援を進めるため、その担い手となる福祉人材の確保・育成を支援し、地域生活支援の充実化を図ります。

主な施策

- (1) 情報提供の充実
- (2) 情報のバリアフリーの推進
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) サービスの質の向上
- (5) 福祉人材の育成・確保
- (6) 意思疎通支援の充実
- (7) 移動支援の充実



(2) 療育・教育の充実

障がいのある子も障がいのない子も、一人ひとりの個性が尊重され、地域とともに学び、育つことは、子どもたちが住みなれたまちで豊かな生活を送るために重要な要素となるものです。

このため、地域の学校・幼稚園・保育所(園)と特別支援学校、療育関係機関等の緊密な連携のもとに、障がいの状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・療育・教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

主な施策

- (1) 療育・障がい児教育の充実
- (2) 発達障がい児への支援体制の確保



(3) 雇用・就労の支援

障がいのある人が地域でいきいきと働くことは、労働による経済的な自立を図るとともに、就労を通じた自己実現を可能にします。障がいのある人が社会から孤立することを回避し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえで重要な意義を持っています。

関係機関と連携し、障がいのある人の地域移行に努め、各種制度の活用を通じて民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

主な施策

- (1) 一般企業・事務所への雇用の拡大と支援
- (2) 福祉的就労機会の充実



6 計画の推進

【推進体制】

本計画の推進にあたっては、

- ・国や県との連携を強化します。
- ・市内の関係各課や、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労等の関係機関との連携強化を図ります。
- ・社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等の関係団体との一層の連携を図ります。

【進捗状況の管理及び評価】

本計画の着実かつ効果的な推進を図るために、

- ・PDCA(Plan Do Check Action)の視点にもとづく進捗管理を行います。
- ・6年計画の中間年及び第6期阿南市障害福祉計画・第2期阿南市障害児福祉計画の最終年度において、中間評価を行い、必要があると認められたときは、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

令和3年3月

発行：阿南市

編集：阿南市福祉事務所 福祉課

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3

TEL：0884-22-1592

FAX：0884-22-1813

Email：shakai-fukushi@anan.i-tokushima.jp